

佐々木惣一の憲法思想と国民国家
-日本憲法の独自性と立憲主義の普遍性の間-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大和, 友紀弘 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22571

2022年1月17日

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 文学部 専任教授

氏名 山田 朗

(副査) 文学部 専任教授

氏名 落合 弘樹

(副査) 東京都立大学 人文社会学部 専任教授

氏名 源川 真希

1 論文提出者 大和 友紀弘

2 論文題名

(邦文題) 佐々木惣一の憲法思想と国民国家
——日本憲法の独自性と立憲主義の普遍性の間——

(欧文訳) Soichi Sasaki's Constitutional Thought and National State:
Between the Individuality of the Constitution of Japan and the
Universality of Constitutionalism

3 論文の構成

序章 「デモクラシーの選手」である「大忠の士」

第1節 課題設定

第2節 先行研究の整理

第3節 分析方法

第4節 各章の構成

第I部 学問形成と西洋との格闘 1878-1912年

第1章 明治期の佐々木惣一——「法律学的研究」における西洋と日本

第1節 京都帝国大学法科大学

第2節 行政法学者としての出発

第3節 「法律学的研究」と「日本行政法学」の構想

第2章 ドイツ留学から「明治」の終焉へ

第1節 行政法研究のための留学

第2節 ドイツにおける学問と社会観察

第3節 帰国と「明治」の終焉

第II部 「国際化」と「国民化」の中の立憲主義 1913-1932年

第3章 佐々木惣一における「解釈法学」の論理と意義——「自由法運動」に対する立場を
中心に

第1節 法の社会化

第2節 「解釈法学」の再定位

第3節 概念法学と社会法学の結合

第4章	立憲政治と国民道徳——『立憲非立憲』における「責任」を巡って
第1節	第一次世界大戦と「立憲非立憲」の連載
第2節	制度と運用
第3節	一般国民の「責任」
第4節	立憲政治の道徳的意味
第5章	「非立憲」と共存する政党政治——政治的「事実」としての政党、元老、統帥権
第1節	「立憲学派」の憲法解釈
第2節	大臣責任制の論理
第3節	政党内閣期の後継首相選定
第Ⅲ部	総力戦体制と日本憲法の「獨自性」 1933-1949年
第6章	「非常時」における法実証主義と「公明正大」な国家
第1節	議会政治の黄昏
第2節	「形而上学的段階」と「実証的段階」
第3節	「瀧川事件」から「國體明徴」へ
第7章	立憲主義者の「戦争」——帝国憲法の「獨自性」と「國體憲法學」
第1節	「形式論理」批判の擡頭
第2節	流行理論との対峙と帝国憲法の「獨自性」
第3節	戦時下における「立憲政治」の擁護
第8章	帝国憲法への郷愁と「象徴」への懷疑
第1節	敗戦の悲哀とデモクラシーの「復活強化」
第2節	「國體護持」の闘争
第3節	「象徴」への懷疑
終章	国家を実現する立憲主義
第1節	そして「護憲」対「改憲」へ
第2節	結論
第3節	今後の展望
	史料・参考文献一覧

4 論文の概要

本論文は、1920～40年代にかけて美濃部達吉と並ぶ著名な憲法学者であった佐々木惣一（1878-1965）の憲法思想について、その立憲主義の唱導者としての面と日本憲法の獨自性を説くナショナリスティックな面の双方に注目して、その構造を明らかにしようとしたものである。その目的を達成するために、本論文では、ほぼ時系列的な分析手法をとり、第Ⅰ部では明治期の佐々木の学問の形成期における問題関心とその思想的特徴を、第Ⅱ部では大正期から政党政治期における学問的営為を、第Ⅲ部では五・一五事件以後、戦時期における主張の展開を分析している。本論文の要旨は以下の通りである。

第Ⅰ部「学問形成と西洋との格闘 1878-1912年」は、第1章と第2章から構成されている。第1章「明治期の佐々木惣一——『法律学的研究』における西洋と日本」においては、京都帝国大学法科に学んだ佐々木が、行政法学者として出発し、公法学を国家学・政治学から独立した法律学として構想する「法律学的研究」の必要性を説くと共に、ドイツ国法学を受容しつつも

公法研究はその国の歴史に基づく独自性を考慮し、西洋学説の直輸入には慎重な姿勢を示していたことを明らかにし、普遍性と独自性のバランスを重視する視点を早くから身につけていたと指摘している。また、第2章「ドイツ留学から『明治』の終焉へ」では、ドイツ留学期において佐々木が、ゲオルク・イェリネックの自由主義的な法学理論に影響を受けつつも、国家一般の総合的研究よりも、日本の憲法の解釈学の構築に関心を向けていったことが示されている。

第Ⅱ部 『国際化』と『国民化』の中の立憲主義 1913-1932年」は第3・4・5章から構成されている。第3章「佐々木惣一における『解釈法学』の論理と意義——『自由法運動』に対する立場を中心に」では、佐々木が、社会から遊離した「概念法学」を批判する自由法運動の問題提起に注目しつつも、人々の共同生活を成立せしめる法を「社会の意志」であると説明し、法が依って立つ所の国家・社会の独自性を重視するという自らの解釈法学の立場を堅持したことが明らかにされている。第4章「立憲政治と国民道徳——『立憲非立憲』における『責任』を巡って」においては、佐々木の啓蒙的代表作『立憲非立憲』（1918年）を取り上げ、佐々木が議会の力の強化こそが立憲政治の進歩であると論ずる一方、その立憲政治を支えるのは「国民」としての責任の自覚であるとする、立憲政治と国民道徳を結びつけた論理を展開していたことを解明している。また、第5章「『非立憲』と共存する政党政治——政治的『事実』としての政党、元老、統帥権」では、憲法典に規定されず、解釈法学では論じ尽くすことができない政治的な「事実」を佐々木がどのように処理したのか、美濃部達吉と比較しながら検討し、極力、政治的な「事実」を憲法典上の輔弼機能に移行すべきとする彼の考え方を浮き彫りにしている。

第Ⅲ部「総力戦体制と日本憲法の『獨自性』 1933-1949年」は、第6・7・8章から構成されている。第6章「『非常時』における法実証主義と『公明正大』な国家」では、滝川事件（1933年）前後の言説を分析し、法の制定・運用者である国家機関が「正しく」機能することに期待し、信頼する佐々木は、国民の「覚醒」を促し、政治家の「公明正大」な態度を説くのであるが、「非常時」の国家機関と政治家が彼の理想とするものから乖離していく現実を目の当たりにして、法学者としての佐々木の苦境を明らかにしている。第7章「立憲主義者の『戦争』——帝国憲法の『獨自性』と『國體憲法學』」では、日中戦争勃発から太平洋戦争敗戦に至るまでの時期の佐々木を追い、右派の里見岸雄の「國體憲法學」と親和する一方で、大政翼賛会や統制経済には批判的な姿勢を貫いた。だが、国民が責任をもって政治に参与し国家の向上に努めるといふ彼の立憲政治論は、戦争遂行のための挙国一致論へと傾斜していく様相を解明した。第8章「帝国憲法への郷愁と『象徴』への懷疑」では、敗戦後、佐々木の「國體」擁護のための言動と「日本国憲法」批判の心情と論理を分析し、彼の天皇論の析出を試みている。ここで佐々木が、象徴天皇を日本の「伝統」として再定義しようとした和辻哲郎との論争を通じて、「統治権の総攬者」としての政治的天皇像に執着し、さらには生きた人間が象徴となることへの懷疑の念を抱いていたことを明らかにしている。

そして、終章「国家を実現する立憲主義」において、佐々木にとっての「日本国憲法」の成立は、「國體」の変更という連続の中の断絶であったことを示して結びとしている。

5 論文の特質

本論文の特質は、以下の4点にまとめることができる。

- (1) 佐々木惣一の生涯・学問的営為について歴史学的方法論によって時系列的に明らか

にした初めての体系的・総合的な思想史研究であること。

- (2) 佐々木の学問的特徴が、ドイツ法学に深く学び、徹底した解釈法学に徹するとともに、外国法の直輸入には批判的で、その国の法を支える歴史的な文脈を重視するものであったことを明らかにしたこと。
- (3) 佐々木の立憲主義思想は、議会の力の強化こそが立憲政治の進歩であるとみなすものであり、それを実現するための国民の自覚と責任を強調するものであったことを明らかにしたこと。
- (4) 佐々木の憲法に関する思想を、普遍的な立憲主義の擁護者という側面（吉野作造と並ぶ「大正デモクラシーの旗手」としての側面）と日本における憲法の独自性の強調というナショナリズムの側面（統治権の総攬者としての天皇の絶対性の強調）がどのような形で結びついているのかを分析し、彼独特の普遍性と独自性のバランスについて内在的に検証したこと。

6 論文の評価

このように本論文は、佐々木惣一を中心に据えた政治思想史研究として非常に意義深いものであると評価してよいと思われる。だが、次のような問題点が残されている。

- (1) 人間や国家が当為としての「理想」に向かって向上していくものとする佐々木の考えは、何に基づいたものなのか、彼が受けてきた教育や生き立ちなどとの関係があるのかどうかは明確ではない。
- (2) 佐々木は「人間天皇」を前提としているようであるが、それでも生まれながらにして「統治権の総攬者」に定められている天皇は、通常の間人と同じであると考えられていたのかが明示されていない。
- (3) 佐々木の天皇観や「日本の独自性」を論ずる際の歴史認識がいかなるものであったのか、そういった歴史認識を抱くにいたった教養はいつ、いかなるところで身につけたものなのかは解明されていない。
- (4) 佐々木の立憲主義思想が時流に従って変化したのか否か、その点に踏み込んだ分析が欠けている。

以上のように、本論文にはいくつかの遺漏・不備、未解決の問題点も見受けられるが、それは部分的な欠点にとどまるものであり、研究の主旨と意義を損なうものとは考えられない。

7 論文の判定

本学位請求論文は、文学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（史学）の学位を授与するに値するものと判定する。

主査氏名（自署）

以上